



流山市監査委員告示第6号

隨時監査(学校事務)の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年3月31日

流 山 市 監 査 委 員

佐々木 健一



流 山 市 監 査 委 員

森 亮





第4号様式

流教第307号
令和3年2月24日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長

田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第108号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第108号		
監査の種別	随時監査（学校事務）		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
八木南小学校	指摘	出勤簿の出勤日数と、合計欄に記載されている日数に違ひが生じていた。出勤簿への適正な勤務日数の記載と管理上の是正を求める。	指摘事項を踏まえ、出勤簿の記載について学校及び教育委員会において複数人で確認をし、内容の不一致がないよう再発防止に努める。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第108号		
監査の種別	随時監査(学校事務)		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部 教育総務課	意見	公印使用簿と発信番号簿が兼ねられている「公印使用・発信文書番号簿」を使用しているが、発信文書の宛先項目がなかった。文書の管理上、宛先が分かる様式とするよう検討されたい。	送信文書整理簿については、規定がなく、共通の様式を定めていないことから、全校共通の様式の作成をします。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。